

学生寮リフォーム等補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内における民間賃貸住宅を学生の居住ニーズに適した物件として活用するため、リフォーム及び家具、家電その他の備品の設置等を実施する者に対し、その費用の一部を補助することにより、学生の市内居住を促進し、もって学生生活の支援及び地域の活性化に資することを目的とする。

2 この補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **学生** 大学、短期大学、大学院、専修学校の専門課程その他これらに類する教育機関に在学する者をいう。
- (2) **対象物件** 横須賀市内に所在し、別表第1に掲げる指定駅から半径2キロメートル以内に立地する民間賃貸住宅の住戸（シェアハウスにあっては、個室1室）であって、交付申請日現在における築年数が30年以内であり、かつ補助事業完了後に設定する予定の共益費等を除く月額賃料が10万円以下のものをいう。
- (3) **学生向け物件** 学生の入居を前提として、一定期間、入居対象を学生とする民間賃貸住宅をいう。
- (4) **リフォーム** 対象物件を学生の居住に適した環境に整備するために行う改修工事をいう。
- (5) **家具等設置** 学生の居住に必要な家具又は家電として市長が認めるものを設置することをいう。
- (6) **不動産事業者** 不動産の賃貸又は管理を業として行う法人であって、本市内に本店、支店又は営業所を有するものをいう。
- (7) **シェアハウス** 入居者がそれぞれ専用で使用する個室と、入居者が共同

で利用するスペースを備えた賃貸住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象物件を自社で所有し、又は対象物件の所有者から管理の委託を受けた不動産事業者であること。この場合において、管理委託期間は、第7条第1項に規定する期間を含むこと。

(2) 対象物件について、第7条に規定する利用条件を遵守すること。

(3) 同一の補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等同乗第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(6) 同一の所有者が所有する同一の建物内又は直線距離で概ね500メートル以内に近接する建物内に、学生向け物件として供する対象物件を2戸以上（シェアハウスにあつては、学生向けの個室を2室以上）確保すること。ただし近接住戸の距離は周辺の状況を踏まえて市長が認める場合、この限りでない。

第4条 補助の対象となる事業は、前条6号に掲げる物件において次に掲げる事業の全てを行うものであつて、市長が適当と認めるものとする。

(1) リフォーム補助事業 対象物件の改修工事を行う事業

(2) 家具等設置補助事業 家具又は家電を購入、又は賃借し、対象物件に設置する事業。ただし、賃借する場合は、賃借期間が第7条第1項に規定する期間の全部を含む賃貸借契約に基づくものに限る。

2 前項の事業に係る補助対象経費の総額は、1住戸につき20万円以上とする。

3 補助事業は、補助金の交付決定日以後に着手し、当該交付決定日の属する

年度の末日までに完了するものとする。この場合において、契約、発注又は購入は、補助事業の着手とみなす。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、前条第1項各号に掲げる事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

（1）リフォーム補助事業にあつては、工事費、設計費その他当該事業に附帯する経費であつて、市長が必要と認めるもの。ただし、シェアハウスにあつては、各個室内の工事費等に限定し、共用部のリフォーム及び家具家電設置は対象外とする。

（2）家具等設置補助事業にあつては、次に掲げる経費

ア 家具又は家電の購入費又は賃借料

イ アに掲げる物品の設置費

ウ ア及びイに掲げる経費に附帯する経費であつて、市長が必要と認めるもの。ただし、アに掲げる賃借料は、前条第1項第2号に規定する賃貸借契約に基づくものであつて、実績報告書の提出日までに支払われたものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としない。

（1）契約、発注、購入又は工事の着手が補助金の交付決定前に行われた補助事業に係る経費

（2）その他補助事業の目的に照らし、市長が適当でないと認める経費

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、1住戸（シェアハウスにあつては、個室1室）ごとの補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、それぞれ50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助事業完了後の利用条件）

第7条 補助事業者は、実績報告書を提出した日から令和9年6月30日ま

で、対象物件の入居対象を学生に限定し、空室である場合は、学生を対象として入居者の募集を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請受付期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の申請額が予算の上限に達したときは、受付期間中であっても申請の受付を終了することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は契約や発注の内容及び金額を確認できる書類の写し
- (2) 支払を確認できる書類
- (3) 施工前後又は設置前後の写真
- (4) 学生に限定した入居者募集又は学生の入居を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（入居状況の報告）

第 13 条 補助事業者は、第 7 条第 1 項に規定する期間中に学生の入退去、募集の開始・中止、賃料の変更等状況に変更があった時は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部と取り消すことができる。また、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。

（書類等の保管）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、規則第 8 条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他の事項）

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

指定駅

指定駅
京急本線 県立大学駅
京急本線 横須賀中央駅
京急久里浜線 Y R P 野比駅
京急久里浜線 北久里浜駅
京急久里浜線 京急久里浜駅

別表第 2（第 8 条関係）

交付申請書に添付する書類

共通	(1) 対象物件に係る建物の登記事項証明書又はこれに準ずる書類 (2) 対象物件の位置図及び現況写真 (3) 補助事業に係る見積書の写し (4) 補助事業の内容が分かる図面、仕様書、カタログその他の書類
申請者	(1) 法人の履歴事項全部証明書 (2) 役員等氏名一覧表（様式第 1 号別紙 1）
申請者が対象物件の単独の所有者でない場合	対象物件所有者同意書（様式第 1 号別紙 2）
その他	市長が審査上必要と認める書類

備考

- 1 建物の登記事項証明書及び法人の履歴事項全部証明書は、申請日前 3 か月以内に発行されたものとする。
- 2 同一年度内に提出済みの書類で、その内容に変更がないものについては、その提出を省略することができる。